

## 日印原子力協定の署名

平成28年11月  
外務省

世界最大の民主主義国家であり、戦略的に最も重要なパートナーの一つであるインドとの関係は、幅広い分野で深化、拡大しており、今般、昨年12月に原則合意した日印原子力協定について、技術的な調整が整ったため、モディ首相訪日の機会に、11日、東京において署名を行った。

### 1 協定交渉の経緯

- (1) 2008年、主要先進国を含む45か国（当時）からなる原子力供給国グループ（NSG）は、インドが表明した「約束と行動」と呼ばれる核実験モラトリアム等の政策を前提として、NPTを締結していないインドへの原子力関連資機材等の移転を例外的に可能とする旨を決定した。これにより、インドが各国と原子力協力をを行うことが可能となった。
- (2) 我が国は、「約束と行動」の着実な実施を前提に、インドとの間で原子力協力を進めることは、原子力の平和的利用についてインドの責任ある行動を確保し、インドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながるとの観点から、2010年に本協定交渉の開始を決定した。

### 2 協定の概要

本協定は、日印両国間の原子力の平和的目的の原子力協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるものである。具体的には、両国間で移転される原子力関連資機材等の平和的利用等を法的に確保するものであり、以下の規定が含まれる。

- (1) 核物質等の平和的目的に限った利用（第3条）
- (2) 国際原子力機関（IAEA）による保障措置の適用（第4条）
- (3) 核物質等に関する情報の交換（第5条）
- (4) 核物質等の防護措置の確保（第7条）
- (5) インドにおける再処理（第11条）
- (6) 協定の終了、協力の停止、再処理の停止等（第14条）

（了）